

こ 支 虐 第 201 号
令和 7 年 5 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長 殿

こども家庭庁長官

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を除き、特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業、児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業、児童相談所等における ICT 化推進事業、虐待・思春期問題情報研修センター事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）、共働き家庭里親等支援強化事業、ヤングケアラー支援体制強化事業、障害児安全安心対策事業、障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業、地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待防止対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。
 - （1）児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業
令和 5 年 12 月 26 日こ支虐第 220 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業
 - （2）児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業
令和 7 年 2 月 13 日こ支虐第 33 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業
 - （3）児童相談所等における ICT 化推進事業
（ア）令和 7 年 2 月 13 日こ支虐第 34 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等における ICT 化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所等における ICT 化推進事業（こども家庭セ

ンター分を除く。)

- (イ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所等におけるICT化推進事業
 - (ウ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、民間団体が行う児童相談所等におけるICT化推進事業に対して、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が補助する事業
 - (エ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童相談所等におけるICT化推進事業（母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (4) 虐待・思春期問題情報研修センター事業
- 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業（虐待・思春期問題情報研修センター事業の要保護児童等に関する情報共有システムの整備分に限る。）に対して横浜市が補助する事業
- (5) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- (ア) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
 - (イ) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県が適当と認める団体」という。）が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に対して都道府県が補助する事業
- (6) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- (ア) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う事業
 - (イ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ウ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う事業(里親負担軽減事業に限る。)

(エ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)

(オ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、北海道管内の市(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)

(カ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う事業(性被害防止対策支援事業に限る。)

(キ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業(性被害防止対策支援事業に限る。)

(7) 共働き家庭里親等支援強化事業

令和7年2月13日こ支家第59号こども家庭庁支援局長通知別紙「里親養育包括支援(フォスターリング)事業(共働き家庭里親等支援強化事業分)実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う共働き家庭里親等支援強化事業

(8) ヤングケアラー支援体制強化事業

令和7年2月14日こ支虐第38号こども家庭庁支援局長通知別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業(令和6年度補正予算)実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市町村(特別区を含む。)が行うヤングケアラー支援体制強化事業

(9) 障害児安全安心対策事業

(ア) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)

(イ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道管内の市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)

- (ウ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が行う事業（性被害防止対策支援事業に限る。）
- (エ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県又は市町村（特別区を含む。）が補助する事業（性被害防止対策支援事業に限る。）
- (10) 障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業
 - (ア) 令和7年2月26日こ支障第36号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
 - (イ) 令和7年2月26日こ支障第36号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (11) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
 - (ア) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うICT導入モデル事業
 - (イ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うICT導入モデル事業のための研修事業
 - (ウ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行うICT導入モデル事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
 - (エ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うオンライン環境整備事業
 - (オ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行うオンライン環境整備事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (12) 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業
 - 令和7年2月26日こ支障第38号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」に基づき、障害児支援事業所・施設が行う障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業に対して都道府県が実施する又は補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された別表の第3欄の種目ごと(3の(3)の(ウ)、(エ)、(6)の(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(9)及び(11)の(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)については施設又は事業所ごと)の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(3)の(ウ)、(エ)、(4)、(5)の(イ)、(6)の(ア)、(イ)、(エ)～(キ)、(9)の(イ)、(エ)、(10)、(11)の(ア)、(ウ)及び(オ)以外の事業

ア 別表の第4欄に定める基準額と、第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(3)の(ウ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県等が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(3)の(エ)の事業

ア 市町村ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の5を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 3の(4)の事業

ア 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と横浜市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 3の(5)の(イ)の事業

ア 都道府県が適当と認める団体ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(6) 3の(6)の(ア)、(エ)、(カ)、(10)の(ア)及び(11)の(ア)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と、第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(7) 3の(6)の(イ)、(オ)及び(9)の(イ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(8) 3の(6)の(キ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(9) 3の(9)の(エ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(10) 3の(10)の(イ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(11) 3の(11)の(ウ)及び(オ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県、指定都市及び中

核市が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法

施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県は、都道府県が適当と認める団体が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁が定める額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(6)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、間接補助金を民間団体若しくは都道府県又は市町村が適当と認める団体に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

(ア) (2)から(7)及び(9)に掲げる条件

この場合において(2)、(3)、(5)、(6)及び(9)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「市町村長」と、(6)及び(9)中「国庫」とあるのは「都道府県」又は「市町村」と、(4)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「市町村長の承認」と、(5)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(9)中「都道府県は」とあるのは「都道府県が適当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(イ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の既定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) (10) 及び (11) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13) 横浜市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければ

ばならない。

- (14) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (8) までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(2)、(3)、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「横浜市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、(4) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「横浜市長の承認」と、(5) 中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (15) (14) により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (16) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第2による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第3による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別紙様式第4又は別紙様式第5による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第6による報告書を、令和8年4月10日(5の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第7による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和8年4月10日(5の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(補助金の返還)

11 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	次により算出された額の合計額 ① 児童相談所におけるＡＩを活用した全国統一ツールに係る改修 1 自治体当たり 19,250,000 円 ② 要保護児童等に関する情報共有システムに係る改修 1 自治体当たり 7,700,000 円 ※ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市において、①と②両方のシステムに係る改修を実施する場合には、①の基準額を適用する。	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1 / 2
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	次により算出された額の合計額 ① 警察署等への端末整備 1 自治体当たり 30,550,000 円 ② 児童相談所システム改修 1 自治体当たり 20,460,000 円 ※ 都道府県において、①と②両方を実施する場合には、①と②を合算した基準額を適用する。	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、委託料及び備品購入費等	1 / 2
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	次により算出された額の合計額 児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業 1 か所当たり 1,000,000 円	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業に必要な備品購入費等	3 の（３）の（ア）及び（イ）の事業（都道府県及び市町村（特別区を含む）実施分） 1 / 2 3 の（３）の（ウ）の事業（間接補助分（民間団体実施分）） 2 / 3 3 の（３）の（エ）の事業（間接補助分（市町村実施分）） 4 / 5

虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	次により算出された額の合計額 社会福祉法人横浜博萌会（間接補助） 要保護児童等に関する情報共有システムの整備 120,000,000 円	情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費等	定額
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県実施分）	次により算出された額の合計額 1 生活支援費 1人当たり月額 50,000 円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。 3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限 250,000 円とする。 4 事務費 1 都道府県当たり 4,800,000 円	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費	9/10
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）	次により算出された額の合計額に 9/10 を乗じて得た額 1 生活支援費 1人当たり月額 50,000 円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費	定額

		3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限 250,000 円とする。 4 事務費 1 都道府県当たり 4,800,000 円	及び修繕料)、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費 （注）都道府県が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。	
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	次により算出された額の合計額 1 里親支援センター ① 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 ② 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 2 社会的養護自立支援拠点事業所 ・ 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 3 妊産婦等生活援助事業所 ・ 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）に必要な改修費、設備整備費及び備品購入費	1 / 2 又は 1 / 3 （注1） （市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3） （1 ①の事業を実施する場合 3 / 4）
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 500,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）に必要な備品購入費（備品の運送費、備品の設置・据え付け・工事費を含む）	1 / 2

		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 1,000,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 （北海道管内の市が行う事業に対して北海道が補助する場合 2 / 3
		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 100,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 （都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する場合 2 / 3
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業	次により算出された額の合計額 1 か所あたり 10,000,000 円	共働き家庭里親等支援強化事業に必要な給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷	10/10

				製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助金	
ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー支援体制強化事業	次により算出された額の合計額 1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業 （1）実態調査・把握 1 都道府県、指定都市あたり 6,100,000 円 1 中核市、特別区あたり 3,153,000 円 1 市町村あたり 1,709,000 円 （2）実態調査スタートアップ加算 1 都道府県、指定都市あたり 2,123,000 円 1 中核市、特別区あたり 1,930,000 円 1 市町村あたり 1,737,000 円 2 ヤングケアラー支援体制構築事業 （1）18 歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行う ヤングケアラー・コーディネーターの配置 1 都道府県あたり 7,896,000 円	ヤングケアラー支援体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金等	2 / 3	
障害児安全安心対策事業	障害児安全安心対策事業 （熱中症防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 1,000,000 円	障害児安全安心対策事業（熱中症防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 北海道管内の市町村が行う事業に対して北海道が補助する場合 2 / 3	

		障害児安全安心対策事業 (性被害防止対策支援事業分)	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 100,000 円	障害児安全安心対策事業 (性被害防止対策支援事業分)に必要な需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 (市町村(特別区を含む)が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3)
	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	10/10
	地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業	ICT 導入モデル事業(直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分)	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000 円	ICT 導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1 / 2
		ICT 導入モデル事業のための研修事業	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 272,000 円	ICT 導入モデル事業のための研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1 / 2

		ICT導入モデル事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000 円	ICT導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	2/3
		オンライン環境整備事業（直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等1箇所当たり 800,000 円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1/2
		オンライン環境整備事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等1箇所当たり 800,000 円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	2/3
	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	次により算出された額の合計額 1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分） こども家庭庁長官が必要と認めた額 2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分） こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、補助金、交付金	10/10

（注1）「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う1②の事業については、補助率を2/3とする。